

第6章 自然と環境を大切にすまち

1 自然環境の保全

現状と課題

- ◆本町は、町全域に占める緑の割合が約60%と多くの自然が残されています。玄界灘に浮かぶ相島、白砂青松の新宮海岸、緑豊かな立花山などの自然環境、水田や雑木林などの里山環境に恵まれ、その大半が玄海国定公園(381ha)の指定を受けています。これらの豊かな資源を守り活かすとともに、次の世代に引き継いでいくことが求められています。このことは、今回実施した住民アンケートにおいて上位に位置づけられていることから分かります。(※別表1)
- ◆新宮海岸は、本町のシンボルとなる自然環境の一つであり、毎年4月には「新宮町クリーン作戦」を実施し、防風・防砂機能を有する松林の保全をはじめ、海岸の美化活動が進められています。しかし、依然として、飛砂による住環境などへの影響があり、その対策が必要です。また、毎年松くい虫の被害により松枯れが発生しているため、適切な薬剤散布などの対策が必要です。
- ◆東部にある犬鳴山系や立花口一帯の森林は、水や酸素の供給、土砂災害の防止などの多様な機能や役割を担っていると同時に、町民の憩いの場として多くの恵みをもたらしています。しかし、多くの森林は、所有者の高齢化などにより整備されずに放置され、荒廃が進んでいるため、所有者や関係機関、団体とも協議しながら今後、何らかの対策が求められています。
- ◆町内に点在するため池や河川などは、農業用水としての利水機能のみならず、洪水や浸水などを防止する調整池としての治水機能を有していることから、計画的に改修するとともに適切な維持管理が必要です。また、レクリエーションの場など地域における貴重な親水性の高い水辺環境として保全していくことが必要です。
- ◆本町が持つ豊かな自然環境や生活環境を守り育てながら次世代へ引き継ぐ「環境共生のまちづくり」は本町まちづくりの基本理念の一つです。そのため、現在の環境を保全し、将

来に引き継いでいくため、自然環境、生活環境、地球温暖化防止、環境教育や協働のあり方など環境保全に関する施策を総合的・計画的に進めていく必要があります。

別表1

◆住民アンケート

まちの将来像トップ5

- 第1位 山や海の自然環境が保全され、みどりがあふれるまち 48.9%
- 第2位 美しい自然の中で道路や公園など居住環境が整ったまち 39.9%
- 第3位 医療施設が整い健康で安心して暮らせるまち 35.2%
- 第4位 子どもがのびのびと成長できる子育て環境が整ったまち 32.6%
- 第5位 犯罪を未然に防止し、防災意識も高い安全安心のまち 25.2%

◆施策の方針

本町が誇る水と海と緑の美しい自然環境・景観を保全するため、適切な土地利用や河川や山林の環境保全を推進します。

◆施策の体系

自然環境の保全

- ◆自然の保全と活用
- ◆荒廃森林の再生
- ◆総合的な環境施策の計画的推進

<協働を推進するために>

自然環境や歴史的景観を適切に保全するためには、次世代へ引き継ぐという意識を高め、それらの維持管理を継続するとともに、保全のためのボランティア活動に参加することが大切です。

施策の内容

①自然の保全と活用

- 白砂青松の新宮海岸、緑豊かな立花山や里山を次世代に引き継ぐため、住民と行政の協働により新宮町クリーン作戦など清掃活動を充実します。
【関連施策 6-4生活環境・公害防止①】
- 松くい虫の被害を防止するため、薬剤散布などを適切に実施するとともに、ボランティア団体が行う松の保全活動などを支援します。
- 立花山の登山道や新宮松原の散策路については、立花山観光協会やボランティア団体などと連携しながら、維持管理や活用に努めます。
- 新宮海岸の飛砂対策は、自然的要因や堆積する砂のメカニズムを専門機関などに分析を依頼するなど今後の対策を検討します。
- 良好な水辺環境を保全していくため、ため池及び河川などの改修を計画的に進め、その周辺環境を活かした憩いの場や散策路の整備などを検討します。

- 湊川や牟田川など河川の水質を向上させるため、事業所の適正排水の指導や下水道の普及を推進します。
【関連施策 6-4生活環境・公害防止②】

【関連施策 6-4生活環境・公害防止②】

- 海岸線の漂着ごみなどの対策について、国、県に財政的支援を積極的に要望します。

②荒廃森林の再生

- 森林の再生を図るため、県との連携により荒廃森林を調査し、伐採・枝打ちなどを実施します。また、伐採された木材については、再利用について検討します。

③総合的な環境施策の計画的推進

- 自然環境、生活環境、地球温暖化防止、さらには環境教育や協働のあり方など総合的な環境施策の展開を図るため、環境保全の活動に取り組むとともに、環境に関する基本的な計画を策定し推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
クリーン作戦参加者の数	1,000人	1,200人
荒廃森林の再生面積	—	65 ha

第6章 自然と環境を大切にすまち

2 公園・緑地の整備と保全

現状と課題

- ◆公園や緑地は、運動や遊びの場、憩いの場であると同時に災害時の非難場所となるもので、快適で安全な生活を実現するうえで必要不可欠なものです。本町は、新宮海岸や立花山など玄海国定公園の指定を受け、全体的には緑が多いといえます。しかし、町内には62箇所の公園（都市公園、一般公園）がありますが、住宅団地開発などによって設置された小規模なものが多く、地域的な偏りもあるのが現状です。
- ◆現在、新宮小学校区に自然環境保全に配慮した人丸公園の整備が進んでおり、杜の宮地区においても、従来の松林を活かしたグリーンベルトや杜の宮運動施設が整備されました。また、新宮東小学校区では、JR新宮中央駅前に沖田中央公園が整備され、公園や緑地として魅力ある公共空間が充実してきています。
- ◆国道3号以東の地域では、地域の交流拠点となる公園や緑地施設の配置は十分ではなく、近隣公園規模の施設整備が望まれています。
- ◆今後は、自然環境に配慮しつつ、環境負荷の軽減を踏まえた公園や緑地の整備に努めるとともに、「新宮町ひとにやさしいまちづくり整備基本計画」にもとづき、安心して利用できる公園整備が望まれています。
- ◆一方、公園や緑地の管理については、高齢化などにより地域における住民管理が難しくなっているため、計画的な管理体系を検討するとともに、住民との協働による新たな仕組みや管理費用の軽減を図るための管理手法の検討が求められています。

◆施策の方針

人が集まる場所づくり、良好な住環境の形成に向け、既存の自然環境に配慮しながら、公園や緑地空間の整備及び適正な維持管理を進めます。

◆施策の体系

公園・緑地の整備と保全

- ◆都市公園などの整備
- ◆公園の適切な維持管理
- ◆緑化の推進

<協働を推進するために>

公園の清掃活動など積極的に参加するとともに、身近なところに植樹、花いっぱい運動など、潤いのある住みやすい生活環境を守り、育てていくことが大切です。

施策の内容

①都市公園などの整備

- 東部地域の交流拠点を形成するため、的野・立花口地区に公園や緑地の整備を検討するとともに、公園整備にあたっては、既存の自然環境に配慮し、農・商業と連携した整備を検討します。
- 人丸公園は、だれもが安心して利用できる公園として整備するとともに、今ある自然環境の保全を優先した整備を推進します。
- 今池周辺の緑地は、自然環境を活かした都市緑地としての保全や、民間開発に伴う公園化など整備手法を検討します。
- 千年家周辺の緑地は、貴重な文化資産を保全するため、整備手法などを検討します。
- 上府牟田池は、大雨時の浸水調整機能を有した公園や広場として検討します。

②公園の適切な維持管理

- 適切な公園管理を行うため、「公園維持管理計画」を策定し、維持管理や施設更新を実施します。
- 公園の維持管理については、今後進める人丸公園での住民との協働をモデル事業として実施体制や手法を検討します。

- 沖田中央公園の維持管理は、一元的かつ総合的な管理手法と費用負担の軽減について検討します。

③緑化の推進

- 地域に点在する貴重な緑地空間は、町の資源や魅力となるため、都市緑地や景観保全地区などの指定を行い積極的に保全します。
- 心の安らぎや景観の向上など、良好な住環境を維持・形成するため、住宅地において緑地協定(※注1)の締結や生け垣助成制度の活用を推進します。
- 公共施設は、敷地内をはじめ、屋上や壁面などの緑化を推進するとともに、商業地や工業地においても、緑化への推進を図ります。
【関連施策 1-4学校教育とその環境の充実⑤】
- 緑化への普及を図るため、住民活動への助成や住民との協働の仕組みを検討します。
【関連施策 6-4生活環境・公害防止④】

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
人口1人当たりの都市公園面積	5.01㎡/人	5.5㎡/人
住宅地の緑被率(※注2)	8%	10%
商業地の緑被率	1.1%	3%

(※注1) 緑地協定とは、都市緑地保全法にもとづき、一団の土地又は道路などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地に関する協定。

(※注2) 緑被率とは、ある地域または地区において樹木、芝、草花などで覆われた土地(緑被地)の占める割合。

第6章 自然と環境を大切にすまち

3 廃棄物の適正処理

現状と課題

- ◆近年、廃棄物の排出を抑制し、再生産を行って、限りある資源を効率的に循環させながら利用していく、環境負荷の少ない社会づくりが求められています。
- ◆本町では、ごみ処理基本計画にもとづき、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルなどの促進など、ごみ処理に関して計画的かつ総合的に取り組んできました。「容器包装リサイクル法」(※注1)の制定に伴い、平成12(2000)年4月から、家庭ごみの分別収集を実施し、「燃えるごみ」、「粗大ごみ」以外に、12品目の「分別収集ごみ」を各行政区のステーションで定期的に分別回収しています。また、平成21(2009)年4月からは相島でも新たに分別収集を開始したことで、町内全域で資源ごみの分別方法がほぼ均一化されました。
- ◆本町独自の取り組みとして、平成20(2008)年度から行政区と町内リサイクル業者と連携して、分別収集時に廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料(※注2)再生を推進しており、この燃料を役場の公用車や民間の車にも利用しています。
- ◆このように、資源ごみを分別することで焼却ごみを減らし、一人当たりの燃えるごみの量は大きく減少しています。今後は、家庭ごみへの取り組みに加え、さらに事業所ごみについても調査し、町全体のごみの減量化とリサイクルの推進が求められています。

◆施策の方針

循環型社会の構築に向け、ごみの分別収集、減量化、リサイクルを推進し、環境意識の高揚に努めます。

◆施策の体系

廃棄物の適正処理

- ◆ごみ処理・リサイクル体制の充実
- ◆ごみの減量化・リサイクルの推進
- ◆環境意識の高揚

<協働を推進するために>

環境負荷が抑制され、資源を大切にすることは環境に配慮した行動につながります。

そのため、ごみの減量・分別などの3R運動の推進など、積極的な取り組みが大切です。

施策の内容

①ごみ処理・リサイクル体制の充実

- 玄界環境組合などの関係機関と連携し、ごみの減量化・リサイクルの効率アップ、さらには地域の実情に配慮した収集体制の充実に努めます。
- 環境への負荷減少のため、12品目の分別ごみについての見直しを検討します。
- 定期回収に対応できない町民のために、常設の分別収集ステーションを継続します。

②ごみの減量化・リサイクルの推進

- リサイクルを推進するために、町内各団体が実施している古紙類の集団回収を支援します。
- 廃食用油の再生利用を推進するために、町内全域での廃食用油の回収を実施し、バイオディーゼル燃料再生を推進します。

- 生ごみリサイクルを推進するために、生ごみ処理機や簡易コンポストの普及に努めます。
- ごみ減量やリサイクルに取り組むボランティア団体を引き続き支援します。

③環境意識の高揚

- ごみの減量化に対する町全体の意識向上を図るために、ごみの3R運動(※注3)を推進します。
【関連施策 6-4生活環境・公害防止④】
- ごみの減量化を図るため、ごみ分別の徹底についての啓発活動を推進します。
- エコロの森(古賀清掃工場)と連携しながら環境教育、リサイクルに対する啓発を推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
燃えるごみの排出量 (年間/一人当たり)	290.2 kg	270.0 kg
分別ごみの回収量 (年間/一人当たり)	11.8 kg	15.0 kg

- (※注1) 容器包装リサイクル法とは、家庭から出るごみの多くを占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律。
- (※注2) バイオディーゼル燃料とは、菜種油やコーン油などの生物由来の油や、てんぷら油など各種廃食用油から作られる軽油代替燃料(ディーゼルエンジン用燃料)の総称。
- (※注3) 3R運動とは、リデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)のことで、この3つのRでごみを減らしていく運動のこと。

第6章 自然と環境を大切にすまち

4 生活環境・公害防止

現状と課題

- ◆本町では、きれいな生活環境づくりのために、町民や企業による環境美化活動が盛んに行われています。反面、モラルが欠如した一部の人たちによる、ごみのポイ捨て、不法投棄、犬猫のフン放置などの生活環境汚染の問題も発生しています。
- ◆行政区による区内清掃はもとより、各種ボランティア団体や町内企業による清掃活動が定期的に行われています。今後はこのような清掃活動の支援を行うほか、ポイ捨てなどを未然に防ぐため、一人ひとりが環境美化への意識向上を図る必要があります。
- ◆ペットのマナーに関しては、犬の正しい飼育方法を啓発するために、県動物愛護センターとの連携による「犬のしつけ教室」への参加呼びかけやフンの放置禁止看板による啓発を実施するとともに、最近では、町内企業の協力のもと防犯パトロールもかねた「ワンワンバッグ」を作成、配布している団体への支援を行っています。
- ◆大気汚染や水質汚濁などの公害問題について、環境負荷の軽減を図るためにも公害の発生源を抑制していく必要があります。本町では、県保健福祉環境事務所との連携により、大気や水質などの各種調査や原因者への立入検査、行政指導などを行い、公害の防止に努めています。今後は、企業や町民一人ひとりの環境意識を啓発していく必要があります。
- ◆地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減については、役場自らが事業者や消費者であるとの立場から、率先して地球温暖化対策に向けた取り組みを推進していくことが求められています。本町では、これまで、緑のカーテンの普及促進やノーマイカーデー運動の実施、排出される紙資源の分別リサイクル、冷暖房や電灯などの節電など多彩な取り組みをしてきました。今後も、このような取り組み

を、継続、さらに充実するとともに、町民に発信することで啓発や実践につながるよう努めることが求められています。

◆施策の方針

公害防止対策、地球温暖化対策、迷惑防止・不法投棄対策を推進するとともに、生活環境の向上に努めます。

◆施策の体系

生活環境・公害防止

- ◆環境美化活動の推進
- ◆公害の未然防止
- ◆迷惑防止対策の推進
- ◆地球温暖化防止対策の推進

<協働を推進するために>

新宮町クリーン作戦や、各種清掃ボランティア団体などへ積極的に参加するとともに、環境美化に対する意識の高揚が大切です。

また、地球温暖化対策に向けた取り組みを推進し、豊かな自然環境を守り、環境に優しい住みよい新宮町にすることが求められます。

施策の内容

①環境美化活動の推進

- 新宮町クリーン作戦を、行政、町民、事業者の協働のもと継続して実施します。

【関連施策 6-1 自然環境保全①】

- 事業者や団体などと協働による町内美化活動を推進するため、アダプトプログラム(※注1)を検討し実施します。

- 地域や行政区で行う定期的な清掃活動を引き続き支援します。

②公害の未然防止

- 騒音や悪臭などの公害発生状況を調査するとともに、公害発生原因者への指導や立入検査を強化します。

- 水質の悪化防止のため、県保健福祉環境事務所と連携しながら河川、水路などの水質調査などの環境測定を定期的を実施します。

【関連施策 6-1 自然環境の保全①】

- 公害を未然に防ぐため、事業者や町民一人ひとりの環境意識の啓発に努めます。

③迷惑防止対策の推進

- 不法投棄、ポイ捨て、犬猫のフン放置などの迷惑行為を「しない」「させない」環境づくりのため、町民との協働により啓発などを推進します。

- 生活環境汚染防止のため、環境パトロールや防犯パトロールなどのボランティア団体の活動を支援します。

- 花火の騒音などで悩んでいる地域住民が安心して暮せるように、関係機関やボランティア団体と連携し、新宮町深夜花火規制条例の適正な運用に努めます。

④地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化防止対策(※注2)のため、ごみ減量化や緑化を推進するとともに、省資源省エネについて、町民への啓発を推進します。

【関連施策 6-2 公園緑地の整備と保全③】

【関連施策 6-3 廃棄物適正処理③】

- 行政自らが排出する温室効果ガス削減について、実行計画を策定し、電気、ガソリンなどの削減に努めます。

- 温室効果ガス(※注3)を削減するため、省エネ効果が高いLED照明を道路照明や防犯灯に導入します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
アダプトプログラム参加事業所数	—	10事業所

(※注1) アダプトプログラムとは、昭和55(1980)年に最初にアメリカで導入され、国内でも自治体をはじめ多くの導入例がある。基本的内容は、企業、団体、学校などが道路や河川などを行政との協働により自主的に清掃などの活動を行う仕組みのこと。

(※注2) 地球温暖化とは、地球表面の気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

(※注3) 温室効果ガスとは、太陽光により暖められた地表面から放射される熱を吸収し、再び地表へ戻すことにより地球の温度を保つ効果のある、二酸化炭素やメタンなどのガス。